

本利用規約および国別別表(「本規約」)は、Criteo と広告主の間で締結され、Criteo スポンサーダプロダクトサービスの提供に適用される。Criteo SA は、Criteo(以下に定義する)に代わり本規約を締結する。

1. 定義と解釈

本契約	本規約および、それに伴って、広告主が提出した広告掲載申込書を意味する。
広告主	広告掲載申込書に明記するクライアントを意味する。
広告主コンテンツ	広告主(またはその代理人)が、Criteo、またはプロダクト広告に含まれるか、プロダクト広告を配信するために使用される Criteo ネットワーク上のパブリッシャーに供給する画像、グラフィック、テキスト、データ、リンク、その他のクリエイティブ要素、ならびにプロダクト広告にリンクされているインタラクティブサイト上のコンテンツまたは素材を意味する。
Criteo	国別別表に明記するとおり、本サービスを提供する責任を有する Criteo の関連会社を意味する。
Criteo ネットワーク	サポートされているインタラクティブプロパティ上のパブリッシャーのネットワークを意味する。これは、プロダクト広告の表示のために Criteo の単独の裁量によって管理される。
Criteo サービス、本サービス	Criteo が Criteo ネットワーク上でプロダクト広告を表示することを意味する。
Criteo 技術	以下を意味する。(i) 最適な広告を最適なユーザーに最適なタイミングで表示することを可能にする、Criteo のパフォーマンス広告技術、および(ii) 統計情報にアクセスし、広告キャンペーンを設定し、アカウントを管理するために広告主に提供される Criteo のオンラインインターフェイス。
本データ	ユーザーに広告が表示された回数や、CPC 率、予算、クリック率、その他のパフォーマンスメトリクスなど、Criteo の広告サービス活動に関連するデータを意味する。
本広告掲載申込書	本サービスに関する広告主の申込書であって、本サービスの期間、予算、料金およびその他の特定の条件を記載したものを意味する。
プロダクト広告	Criteo 技術により提供またはカスタマイズされる、広告主の製品を販促する広告を意味し、広告の画像、グラフィック、テキスト、データ、リンク、その他のクリエイティブ要素を含む。
ターゲットオーディエンス	Criteo 技術に基づく関連パフォーマンス広告のプロダクト広告によりターゲットとされた Criteo ネットワーク上のユーザーを意味する。

2. 関連会社およびポリシー: 広告キャンペーンを設定する際、広告主はキャンペーンのターゲットオーディエンスを選択するものとする。広告主によるターゲットオーディエンスの選択により、プロダクト広告が表示される地域が決定するものとする。キャンペーンに関するCriteoサービスの提供につき広告主に対して責任および責務を負うCriteoの関連会社は、広告主の設立場所に依拠するものとするか、または広告主に代わり代理人が署名する場合は、代理人の設立場所に依拠するものとする(当該Criteoの関連会社は「Criteo」とみなされるものとする)。キャンペーンそのものは、他者またはCriteoの他の法人が行うことができるが、それらはプロダクト広告が表示される地域によって異なる。疑義を避けるために付言すると、Criteo SAは、いかなる地域においてもサービスを提供せず、いかなる状況においても、Criteoが提供するサービスについて責任を負わないものとする。Criteo SAは、自らが該当する各Criteo関連会社に代わり本契約を締結することを委任されたことを保証する。広告主は、常に、関連するすべてのCriteoのポリシー(広告ガイドラインを含む)を遵守するものとする。当該ポリシーは、<http://www.criteo.com/terms-and-conditions>にて入手可能である。広告主は、これらの方針は、Criteoの実務的取扱いと新しい製品/サービスを反映するため、随時更新される場合があることを認める。これらの方針に重大な変更がある場合、Criteoはそれらの変更を事前に通知するものとする。Criteoのコポーレートサイトからビジネス行動規範と倫理規定を入手できる。

3. プロダクト広告の表示: 広告主は、プロダクト広告はCriteoネットワーク上に表示され、プロダクト広告がどこに(そしてどのくらいの頻度で)表示され、他の広告主との間で優先順位がどのように設定されるかについて、Criteoが絶対的な裁量権を持つことを認め、同意する。Criteoは、プロダクト広告を配信するよう合理的な努力を行う。ただし、Criteoは、配信を保証せず、義務の履行時期は、本契約の重要事項ではないものとする。広告主は、プロダクト広告がその直接または間接的な競合相手の製品広告に連なって表示される場合があることを認める。Criteoは、広告主に通知または補償をすることなく、Criteo技術を変更する権利、プロダクト広告の表示を停止または開始しない権利を留保する。Criteoは、性的、中傷的、卑猥、または違法な性質のウェブサイトその他のメディアにプロダクト広告を表示しないよう商業的に合理的な努力を用いる。このようなメディア上にプロダクト広告が表示されていると広告主がCriteoに通知した場合は、Criteoはプロダクト広告をすみやかに削除するが、Criteoネットワークの一部を構成するプロパティのコンテンツについて責任を負わない。

4. 測定およびパフォーマンスレポート: Criteoは、自己のサーバーを用いて、本契約による請求金額の計算に必要なインプレッション数、クリック数その他の計測値を測定する。広告主は、Criteoによる測定値が最終的であり、かつ他のあらゆる測定結果よりも優先されることを承諾する(ただし、明らかな誤りがある場合はこの限りではない)。Criteoは広告主に対し、統計情報を日次ベースで確認しアカウントを管理するためのオンラインインターフェイスへのアクセスを付与する。統計情報は、最大48時間遅れで更新される。広告主により、またはその指示により実施または承認された変更(予算の調整、キャンペーンの休止を含むが、これらに限定されない、)は、広告主が単独で責任を負い、変更によって生じるすべての費用は広告主が負担するものとする。広告主はCriteoに対し、書面にて連絡した具体的指示に従って、広告主に代わって変更を行う許可を与える(最高平均クリック単価などのCPC範囲、主要なキャンペーン正価などを含むがこれらに限らない)。さらに、広告主は、秘密情報である個人用パスワードおよびIDの使用と保管について責任を負い、その紛失または過失による流出が生じた場合は、速やかにCriteoに書面で通知するものとする。

5. 請求処理および支払い: Criteoはその単独の裁量にて、広告掲載申込書に記載される通り、広告主に前払いを要請する権利を有する。Criteoサービスの請求は、広告掲載申込書の基準に基づき請求され、それにはCriteoサービスのコストも含まれる。広告主は、Criteo(または正当な権限を有する他のCriteo関連会社)から毎月、請求書を受領する。複数のキャンペーンが実施された場合、通貨別に複数の請求書が送付されるものとする。Criteoは広告掲載申込書に記載される予算が消化されることを保証しない。国別別表または広告掲載申込書に特別の定めのない限り、広告主は請求書の日付から30日以内に、支払時期の到来した請求金額を、相殺することなく全額支払うものとする。Criteoへの支払いは、すべて請求書の通貨で行われるものとし、支払額は、その時点で法律により要求される方法で納税されるべき適用税額を除外して表示される。支払い期限を超過した場合、Criteoは、期限を超過した金額に対して、法律または広告掲載申込書に記載された利息および回収費用を請求する権利を有する。請求書に対して何らかの申し立てがある場合、請求書の受領後1ヶ月以内に提起することができる。広告掲載申込書に別段の定めがない限り、請求書は広告主のみによって全額支払われるものとする。

6. 知的財産: 各当事者は、本契約の締結前に所有していたその知的財産権の単独の所有者であり続ける。CriteoはCriteo技術と本データにおける、またそれらに対するすべての知的財産権の単独の所有者である。広告主は広告主コンテンツにおける、またそれらに対するすべての知的財産権の単独の所有者である。本契約期間中、広告主はCriteo(Criteo関連会社を含む)に対し、(a)Criteoネットワーク上、および(b)Criteoサービスを販促するすべての文書に表示される、広告主コンテンツおよび広告主の商標とロゴを利用、複製、提示する、対象地域を世界とする、無償かつ譲渡不可のライセンスを付与する。Criteoは、広告主の名前、ロゴおよび/または商標を使用したすべてのプレスリリースについて、広告主から事前の許可を求めるものとする。広告主は、Criteo技術のいかなる要素についてもコードを変更または変更を試みたり、それ以外の形で逆行分析を行ったり、派生物を作成してはならない。

7. 保証および補償: Criteoは、本契約に基づき提供されるCriteo技術、Criteoネットワーク、または本サービスについて、本条項に規定されるものを除き、明示的なものも黙示的なものも、特に、権利の非侵害、品質または特定の目的に合致するか否かを含むがこれらに限らない、あらゆる事項に関し、一切の保証および条件を提供しない。広告主はCriteoに対し以下を表明し、保証する。(i)自らが本契約を締結し、本契約に記載する自らの義務を履行する完全な権利、権能および権限を有すること、(ii)自らが、第三者の権利(知的財産権を含むがこれに限定されない)を侵害することなく、プロダクト広告を通じて広告主コンテンツで取り上げられている製品の販売申込、販売および/またはライセンス許諾を行うために必要なすべての権利および許可を有すること、(iii)自らが本契約に定める広告主コンテンツを使用するライセンスを付与する権利を有すること、また広告主コンテンツが、プロダクト広告が表示される法域において適用されるすべての法律、制定法、法定文書、契約、規制、広告・マーケティング実施規則を常に順守していること、(iv)広告主コンテンツは、わいせつな、中傷的な、または適用法令に反するような素材を含んでいないこと、(v)本契約に基づき提供される情報は、真正、正確、完全、かつ現在のものであること、ならびに(vi)自らが関連するすべての法令および規制(Criteoが提供するガイドラインまたはポリシーを含む)を遵守すること。本広告掲載申込書の権限を有する当事者が、広告主の代理人である場合、当該代理人は、本契約により、Criteoに対し、自らが広告主を本契約に拘束させる完全な権限を有すること、また広告主が当該規約をすべて順守するよう徹底することを表明および保証する。広告主は、本第7条への違反の結果生じた、またはもし真実であれば本条への違反となる請求の結果生じた、第三者からの訴訟、手続、主張、損害賠償請求(直接または間接)、経費、賠償責任、および/または費用(裁判費用と弁護士費用を含む)についてCriteoを弁護し、補償し、一切の損害を与えないものとする。

8. 責任: 適用される法令の最高限度まで、いずれの当事者も、本契約に関連する特別、間接的、付随的、結果的、罰則的または懲罰的な損害について、たとえ相手方がかかる損害の可能性について知らされていたとしても、(契約もしくは不法行為(過失その他を含む)のいずれを根拠とするかを問わず)責任を問われないものとする。いずれの当事者も、火災、洪水、暴動、戦争、テロ、地震、停電、市民の暴動、爆発、通商禁止またはストライキ(不可抗力事象)を含む(ただし、これらに限定されない)、その当事者の合理的な管理の範囲を超える事象の結果による不履行または遅延について責任を問われないものとする。広告主は、広告主が支払う価格は、この取引に伴うリスクを考慮に入れたものであり、公正なリスク配分を反映していることを認め、同意する。疑義を避けるために付言すると、本契約のいかなる内容も、不正行為、重過失、致死もしくは致傷に関する責任または責任の排除や制限が違法となるような事項については、いずれの当事者の責任も排除または制限しない。前述の第 7 条を除き、適用される法律の最高限度まで、本契約に基づく各当事者の責任は、契約、不法行為(過失を含む)、その他のいかなる根拠に基づくかにかかわらず、一般的/直接的金銭的損害に限定され、合計で、広告主に対して、過去 6 か月間に請求された金額相当額を超えないものとする。広告主は、プロダクト広告を通じて販売申込、販売またはライセンス許諾が行われるすべての製品またはサービスにつき全責任を負うものとする。

広告主は、第三者が詐欺的なまたは不適切な目的により本契約に基づく料金に影響するインプレッション、クリックを発生させ、またその他の行動を取るリスクを認め、同意する。Criteoは第三者によるクリック詐欺その他の不適切な行為の発生に関し、広告主に対し責任や賠償責任を負わないものとする。上記にかかわらず、Criteoは、広告主と誠実に協力し、詐欺的活動の可能性について調査し、これに関する紛争を解決するものとし、自らが詐欺的であることを知り得たインプレッション、クリックまたその他の行為につき、広告主に対して請求しないものとする。

9. プライバシー: Criteo は本データを、Criteo サービスを通じて、適用法令(プライバシーおよびデータ保護に適用される法律を含むがこれらに限らない)に従って収集し、使用する。

10. 契約期間および終了: 契約は広告掲載申込書の日付に開始され、(i) 広告掲載申込書に記載の日付に、(ii) 広告主が選択した総予算額(広告掲載申込書に記載)が消費された日をもって、または(iii) 相手方に対する 5 日前の書面による通知をもって終了する。以下の場合、他の権利や救済に影響を与えることなく、各当事者は相手方当事者に書面による通知を行うことにより直ちに契約を解除することができる。(a) 相手方当事者が、本契約の義務の重大な違反を行った場合で、治癒可能な違反の場合には、当該違反を指摘し治癒を求める通知を相手方当事者から受け取ってから 2 日以内に治癒されなかった場合、(b) 不可抗力事由が生じ、2 か月以上継続した場合、または(c) 一方当事者が破産した場合、会社清算を行う場合、破産管財人を指名した場合、または適用のある法律に基づく同様の手続を開始した場合。本契約の終了または解除(理由を問わない)は、いずれかの当事者について既に発生している権利または債務に影響せず、本契約の終了または解除後も効力が存続することが明示的または黙示的に意図されている条項へも影響を与えないものとする。

11. 秘密保持: 各当事者は、その専門職の代理人もしくはアドバイザーに対する場合を除き、または法律、司法もしくは規制当局によって要請される場合を除き、本契約で明確に言及されていないいかなる人物にも、本契約の契約条件または相手方(相手方の関連会社を含む)が開示する相手方のビジネスまたは業務に関する秘密情報を開示しないことを約束する。かかる開示が法律、司法もしくは規制当局により要請される場合、当局により要請を受けた当事者は、法律により認められている限り、開示を行う前にできる限り早く、かつ要請があり次第、かかる開示について書面で相手方当事者に通知し、相手方当事者が保護命令その他の救済を得られる支援する。

12. 譲渡不可: 広告主は Criteo の事前の書面による同意なくして、本契約または本契約に基づく権利を法律もしくは衡平法に基づいて譲渡すること、サブライセンスその他の形で取引をすること、本契約に基づく一部または全部の義務を委託することまたはこれらの行為を目的とした行為を行うことはできない。

13. 雑則

- (i) Criteo は本規約を任意の時に修正する権利を保有する。本規約はオンライン上で以下のリンクから利用可能となり次第、効力が発生する。<http://www.criteo.com/terms-and-conditions>。本規約は広告掲載申込書または変更後に締結された更新広告掲載申込書に対して、それぞれに自動的に適用される。
- (ii) 国別別表に別段の指定がない限り、本契約へはフランス法が適用され、本契約に起因もしくは関係する紛争または事項に関し両当事者はパリの裁判所の専属管轄権に服するものとする。
- (iii) 両当事者は、広告掲載申込書の署名と送信にあたって、また、更新を含む広告掲載申込書の条件変更にあたって、電磁的方法が許容される連絡手段であることを認め、同意する。すべての通知は、両当事者が署名した広告掲載申込書に記載される連絡先宛てに送られる。
- (iv) 広告主の文書、特に広告掲載申込書に記載されたこれと異なる条件にかかわらず、広告掲載申込書を発行した広告主は、本規約に黙示的に完全に同意したものとする。本規約と広告掲載申込書の間に矛盾が存在する場合は、Criteo サービスに関しては広告掲載申込書が優先するものとする。
- (v) 本契約は Criteo サービスに関する両当事者間の完全かつ全ての合意を構成し、両当事者間の従前のあらゆる取り決め、約束、表明、協定(口頭または書面かを問わない)に優先するものとする。

- (vi) 本契約の条項のいずれかが、管轄権を持つ裁判所または行政組織により、無効または執行不能であるとされた場合でも、かかる無効性や執行性は、本契約の残りの条項には何の影響も与えないものとし、本契約の残りの条項は完全な有効性と効力を持つものとする。
- (vii) 本契約はさまざまな言語で作成されているが、本契約の異なる言語版の間で齟齬が生じた場合は、英語版が優先するものとする。
- (viii) いかなる場合も、本契約または法律により授与された、またはこれらに起因する権利、権限、権能、請求または救済の執行、履行、訴求の遅延、不履行、または不作為は、かかる権利またはその他の権利の放棄とみなされまたは解釈されることはなく、それにより、他の段階やその後の段階において、権利、権限、権能、請求または救済の執行を禁止されることはない。
- (ix) 本契約に別段の指定がない限り、第三者は本契約に基づく権利や義務を持たないものとする。

国別別表

本規約と国別別表の間に矛盾が存在する場合は、国別別表が優先するものとする。

本契約に基づき Criteo サービスを提供する Criteo 企業は、広告主の設立場所、または広告主の代理人が署名する場合は、代理人の設立場所に依拠するものとする。当該 Criteo 企業（または正当な権限を有する他の Criteo 関連会社）は第 5 条に従って請求書を広告主に提出し、関係するリスクおよび義務をすべて負担する。当該 Criteo 企業は、Criteo サービスの実施を他の Criteo 企業に委任するが、当該他の Criteo 企業は、キャンペーンが配置される地域に応じて異なる。

本契約に適用される法律や、本契約に起因または関連して生じる紛争または問題について専属管轄権を有する裁判所は、本契約に基づき Criteo サービスを提供する Criteo 企業により異なるものとする。詳細は以下の表に記載する。さらに以下に含まれる追加の規定は、本規約における主な規約規定に追加して規定されるか、または当該規定を補足の規約の規定を置き換えるものとする。

広告主(代理人)の設立場所は以下の通りである。ドイツ、オーストリア、ポーランド、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、ジョージア、ギリシャ、ハンガリー、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、キルギス、リヒテンシュタイン、マケドニア、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、ウクライナ、ウズベキスタン

Criteo サービスを提供する企業: Criteo GmbH

本契約の準拠法: ドイツ法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ミュンヘン裁判所

本契約に適用される追加または特定の条項:

8. 責任制限: Criteo は以下について無制限に責任を負う。(i) Criteo、その法的代理人、または幹部職員、その他の遂行にあたったアシスタントによる、故意の不正行為または重過失により生じた損害、(ii) Criteo、その法的代理人、または遂行にあたったアシスタントによる、故意または重過失の結果生じた人身傷害、健康被害、致死、および(iii)保証された性質の欠如により生じた損害、および製造物責任に関する損害。Criteo は Criteo、その法的代理人またはその他の遂行にあたったアシスタントによる契約上の主要な義務への違反に起因する損害に対し責任を負う。契約上の主要な義務とは、本契約の本質を形成する基本的な責務であり、契約の締結とその履行において決定的であったものをいう。Criteo が、単純な過失により当該主要な義務に違反した場合、当該違反による賠償責任は、Criteo がそれぞれのサービスの履行時に予測可能であった金額に限定されるものとする。Criteo が、単純な過失により主要な義務以外の義務に違反した場合、責任を負わないものとする。

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: ブラジル

Criteo サービスを提供する企業: Criteo do Brasil

本契約の準拠法: ブラジル法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: サンパウロの裁判所

本契約に適用される追加または特定の条項:

Criteo は、広告主が Criteo に支払うべき金額を記載した毎月の請求書(「Nota Fiscal」)を広告主に対し送付するものとする。Nota Fiscal は、1 暦月(「請求期間」)内に提供されたサービスに対する請求金額を記載する。広告主は、請求期間(暦月末)終了後の翌暦月の最終営業日に Nota Fiscal に記載された金額を支払うものとする。



ブラジルで実施するキャンペーンについては、Nota Fiscal(請求書)はブラジルリラ単位で記載され、ブラジルリラ単位で支払われる。そのため広告主は、Criteo アカウントにブラジルリラで支払いを行うものとする。

Criteo への支払額は、その時点で法律により要求される方法で納税されるべき税額を除外して表示される。Nota Fiscal(Nota Fiscal)に対して何らかの申し立てがある場合、受領後 1 ヶ月間のみ提起することができる。

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: オーストラリア、ニュージーランド

Criteo サービスを提供する企業: Criteo PTY
本契約の準拠法: オーストラリア法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: オーストラリアの裁判所

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: オランダ、ベルギー、ルクセンブルク

Criteo サービスを提供する企業: Criteo BV
本契約の準拠法: オランダ法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: アムステルダム裁判所

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: フランス、スイス、アイルランド、アンドラ、フランス領ポリネシア、モナコ、ニューカレドニア

Criteo サービスを提供する企業: Criteo France
本契約の準拠法: フランス法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: パリの裁判所

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: イタリア、サンマリノ、バチカン市国

Criteo サービスを提供する企業: Criteo SRL
本契約の準拠法: イタリア法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: ミラノの裁判所
本契約に適用される追加または特定の条項:

イタリア民法典第 1341 条第 2 項に従い、広告主は、Criteo 利用規約の以下の条項を具体的に承諾する。第 5 条(請求処理と支払い)、第 7 条(保証と免責)、第 8 条(責任)、第 13 条(ii)(管轄権)。

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: スペインとポルトガル

Criteo サービスを提供する企業: Criteo España, S.L
本契約の準拠法: スペイン法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: マドリードの裁判所

CRITEO SA(株式会社) - 32 rue blanche, 75009 Paris, France. 電話 +33(0)1 40 40 22 90 - ファックス +33(0)1 44 54 30 89
資本金 362 628,40 ユーロ - 登記番号: 484 786 249



広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、エストニア、フェロー諸島、グリーンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、スヴァールバル諸島、ヤンマイエン島

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Frankrike Filial Norden
本契約の準拠法: フランス法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: パリの裁判所

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: イギリス、南極大陸、ジブラルタル、ガーンジー島、マン島、ジャージー島

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Limited
本契約の準拠法: 英国法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: ロンドン裁判所
本契約に適用される追加または特定の条項:

第7条の文言「本広告掲載申込書の権限を有する当事者が、広告主の代理人である場合、当該代理人は、本契約により、Criteo に対し、自らが広告主を本契約に拘束させる完全な権限を有すること、また広告主が当該規約をすべて順守するよう徹底することを表明および保証する。」を削除し、以下の文言に置き換えるものとする。

広告掲載申込書に明記するメディア代理人(広告掲載申込書に明記する広告主ではない)(以下「アドバイザー」という)が広告掲載申込書に署名する場合、本契約において、「広告主」とは、広告掲載申込書に明記するメディア代理人を意味する。(本人として契約する)広告主は、以下の通り表明および保証する。(a)本契約中のすべての適用条件をアドバイザーに順守させること、(b)自らが、(i)本契約を締結し、(ii)アドバイザーの製品に関する本サービスを提供するために Criteo を起用すること、および(iii)本契約に明記する広告主コンテンツに存する権利を付与する、アドバイザーの完全な権限を有すること。

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: 米国

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Corp
本契約の準拠法: カリフォルニア法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: サンタクララ郡の裁判所

本契約に適用される追加または特定の条項:
第7条は、以下を加えることで修正される。

本広告掲載申込書の権限を有する当事者が広告主の代理人である場合、Criteo は、広告掲載申込書に従い表示されたプロダクト広告に関して、収益が広告主から代理人に支払われた範囲に限り、代理人にその支払いの責任を負わせることに同意する。代理人に支払われていない金額について、Criteo は、広告主に対してのみ、その責任を負わせることに同意する。Criteo は、広告主が代理人により代理される公開される契約当事者本人であること、また代理人は代理として、当該支払いに関して連帯で義務を負わないことを了解する。ただし、本条に明示的な定めがある場合はこの限りではない。

代理人は、適時に広告主から支払いを回収し、精算するよう合理的な努力をすることに同意する。広告主の収益が広告掲載申込書に関して精算されていない場合は、代理人が対応する他の広告会社は、当該広告会社の信用に問題がない場合、そのように精算されていないことを理由に、Criteo を利用して広告することを禁止されない。要求に応じて、代理人は、Criteo に



対し、代理人と広告主の関係について書面による確認書を提供する。この確認書には、例えば、代理人が広告主の代理人であり、広告掲載申込書および本規約に関して広告主を代理する権限を有する旨の広告主の確認書を含めるものとする。さらに、Criteo の要求に応じて、代理人は、広告主が広告掲載申込書に基づき支払いを行うのに十分な資金を事前に代理人に支払っているか否かを確認する。代理人の信用が下落した場合、Criteo は、前払を要求することがある。

代理人は、自らが広告主の代理として、広告主を本規約および各広告掲載申込書に拘束させる権限を有すること、また本規約および各広告掲載申込書に関する代理人のすべての行為が当該代理人の権限の範囲内であることを表明および保証する。代理人は、代理人による上記定め違反に起因する損失につき、Criteo ならびにその各関連会社および代表者を防御、補償および免責する。

広告キャンペーン実施国: カナダ

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Canada Corp.

本契約の準拠法: オンタリオ州法および同州で適用されるカナダ法

本契約に適用される追加または特定の条項:

第 13 条 (vii) は、以下を含めることで修正されるものとする。

「両当事者は、本契約を英語で作成するよう要求したことを認める。 *Les parties reconnaissent avoir exigé que ce contrat soit rédigé en langue anglaise.*」

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: ベネズエラ、ペルー、エクアドル、ドミニカ共和国、コスタリカ、ウルグアイ、パナマ、プエルトリコ、グアテマラ、ボリビア、パラグアイ、エルサルバドル、ジャマイカ、ホンジュラス、ハイチ、ニカラグア、トリニダード・トバゴ、バハマ、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、チリ

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Corp

本契約の準拠法: カリフォルニア法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: サンタクララ郡の裁判所

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: 日本

Criteo サービスを提供する企業: Criteo 株式会社

本契約の準拠法: 日本法

紛争の専属管轄権を有する第一審裁判所: 東京地方裁判所

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: シンガポール、香港、マレーシア、タイ、台湾、ベトナム、フィリピン、インドネシア、ラオス、ブルネイ、ミャンマー、カンボジア、バングラデシュ、ブータン、マカオ、ネパール、パキスタン、スリランカ

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Singapore Pte. Ltd

本契約の準拠法: シンガポール法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: シンガポールの裁判所

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: 韓国



Criteo サービスを提供する企業: Criteo Korea

本契約の準拠法: 韓国法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: 韓国の裁判所

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: ロシア

Criteo サービスを提供する企業: Criteo LLC

本契約に適用される追加または特定の条項:

広告主は、別途契約(広告掲載申込書と利用規約)を Criteo LLC と直接締結することに同意する。

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: 中国

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Advertising (Beijing) Co., Ltd.

本契約に適用される追加または特定の条項:

中国で実施されるキャンペーンについて、広告主は、別途契約(広告掲載申込書と利用規約)を Criteo Advertising (Beijing) Co., Ltd と直接締結することに同意する。

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: トルコ

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Reklamcılık Hizmetleri ve Ticaret A.Ş.

本契約の準拠法: トルコ法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: イスタンブールの裁判所

本契約に適用される追加または特定の条項:

第 5 条は、以下を含めることで修正されるものとする。

広告主がトルコに本拠地を置く場合、次の条件が適用されるものとする。(i) 制限付きの広告掲載申込に関して、印紙税は Criteo が申し支払い、その印紙税の 50% が署名から 30 日以内に広告主に請求される。(ii) 制限付きおよび制限なしの両方の広告掲載申込に関しては、前述の広告掲載申込の最長継続期間は 1 ヶ月であるものとし、これは広告主が Criteo に通知することにより、延長することができる(疑義を避けるために付言すると、かかる通知は、有効な送信/受信受領書付きの電子メール経由でも構わない)。

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合:

アラブ首長国連邦、アフガニスタン、アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、コンゴ、コートジボワール、カメルーン、アルジェリア、エジプト、エチオピア、ガボン、ガーナ、イラク、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、スワジランド、チュニジア、タンザニア、ウガンダ、イエメン、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ

Criteo サービスを提供する企業: Criteo MEA FZ LLC、同社は有限責任会社で、ドバイの技術電子商取引、メディア自由貿易圏にて、ドバイ首長国法 2000 の 1 に従って設立された。登録事務所: Premises 401, Floor 04, Lost Office No. 02, Dubai, UAE.

本契約の準拠法: ドバイ首長国に適用される UAE 法

CRITEO SA(株式会社) - 32 rue blanche, 75009 Paris, France. 電話 +33(0)1 40 40 22 90 - ファックス +33(0)1 44 54 30 89
資本金 362 628,40 ユーロ - 登記番号: 484 786 249



紛争の専属管轄権を有する裁判所: ドバイ首長国の UAE 裁判所

本契約に適用される追加または特定の条項:

利用規約の第 6 条を以下の通り置き換えるものとする。「6. 知的財産: 各当事者は、本契約の締結前に所有していたその知的財産の単独の所有者であり続ける。Criteo は Criteo 技術と本データにおける、またそれらに対するすべての知的財産権の単独の所有者である。本契約期間中、広告主は Criteo (Criteo 関連会社を含む) に対し、(a) Criteo ネットワーク上、(b) Criteo サービスを販促するすべての文書上に表示される、広告主の商標とロゴを利用、複製、提示し、また、プロダクト広告の広告主コンテンツを、以下に表示、複製、提示する対象地域を世界とする、無償かつ譲渡不可のライセンスを付与する。Criteo は、広告主の名前、ロゴおよび/または商標を使用したすべてのプレスリリースについて、広告主から事前の許可を求めものとする。広告主は、Criteo 技術のいかなる要素についてもコードを変更または変更を試みたり、それ以外の形で逆行分析を行ったり、派生物を作成してはならない。

広告主(代理人)の設立場所が以下の国の場合: インド

Criteo サービスを提供する企業: Criteo India Private Limited. 登録事務所: Ground Floor and First Floor, M-4, South Extension II, New Delhi, India.

本契約の準拠法: インドの適用法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ニューデリー

本契約に適用される追加または特定の条項:

第 5 条は、以下を加えることで修正される。

インドのキャンペーンのために Criteo とその関係会社が締結したすべての契約の印紙税は、該当する場合は、Criteo が申告し支払うものとし、その印紙税の 50% がかかる契約の締結から 30 日以内に広告主に請求される。

インドの 1961 年所得税法(その時々の改正版、かつそれに基づく関連規則、または所得税に適用されるその他の法令のうち発効し適用されるもの)、または該当する場合は別の国の類似の法律の規定に基づき、広告主が、税金としてまたはその名称に関わらず、任意の金額を差し引く、または源泉徴収することが義務付けられている場合、広告主は Criteo に支払うべき金額から規定の金額を差し引くか源泉徴収するものとする。Criteo SA -32 rue blanche, 75009 Paris, France - 電話 +33 (0) 1 40 40 22 90 - ファックス +33 (0) 1 44 54 30 89 SA 株式会社 資本 1,561,772 ユーロ - 登記番号: 484 786 249

広告主は、かかる適用法の規定に従い、そのように差し引かれた、または源泉徴収された金額を支払うか、または解決する。広告主がかかる控除または源泉徴収を行う場合、広告主は、かかる規定の期間内に、かかる控除または源泉徴収に関して、源泉徴収税の証明書(書式 16A または該当するその他の書式/文書)、またはその他の証拠を、Criteo に提供するものとする。控除を規定する適用法に従い、広告主がかかる金額を源泉徴収したものの、源泉徴収税の当該証明書や証拠を提供せず、Criteo がかかる税金を支払うよう求められた場合は、広告主は源泉徴収した税金の範囲で、Criteo に弁済するものとする。

請求書は、適用法の要件に従い、Criteo が決定する通貨で発行される。

Criteo の提供物に適用される現在および将来的なすべての間接税(サービス税および swachh bharaat cess を含むがこれに限定されない)は、その提供物の提供に対して支払われるべき金額に加算して、Criteo が広告主に請求するものとする。

以下の紛争解決条項が本契約に追加されるものとする。

本契約に定める事項のいずれかに関するすべての紛争または意見の相違は、当事者らが連帯して選任する 1 名の仲裁人に付託されるものとする。仲裁地はニューデリーであり、裁判籍もニューデリーであるものとする。

最終更新日: 2017 年 3 月 14 日

CRITEO SA(株式会社) - 32 rue blanche, 75009 Paris, France. 電話 +33(0) 1 40 40 22 90 - ファックス +33(0) 1 44 54 30 89
資本金 362 628,40 ユーロ - 登記番号: 484 786 249